

平成 23 年 4 月 6 日

各 位

株式会社りそな銀行

## 従業員株式給付信託（株式給付型 E S O P）の取扱開始について

りそな銀行（社長 岩田直樹）は、従来より取扱いしている従業員持株会支援信託（持株会支援型 E S O P）に加え、本日より、従業員株式給付信託（以下、「株式給付型 E S O P」といいます。）の取扱を開始いたします。

株式給付型 E S O P は、委託者となる企業（以下、「委託者企業」といいます。）の従業員の福利厚生充実に資すること等を目的とする信託です。

従業員は委託者企業の定めた株式給付規程に基づき、在職時または退職時に株式給付型 E S O P から自社株式の給付を受けることができます。

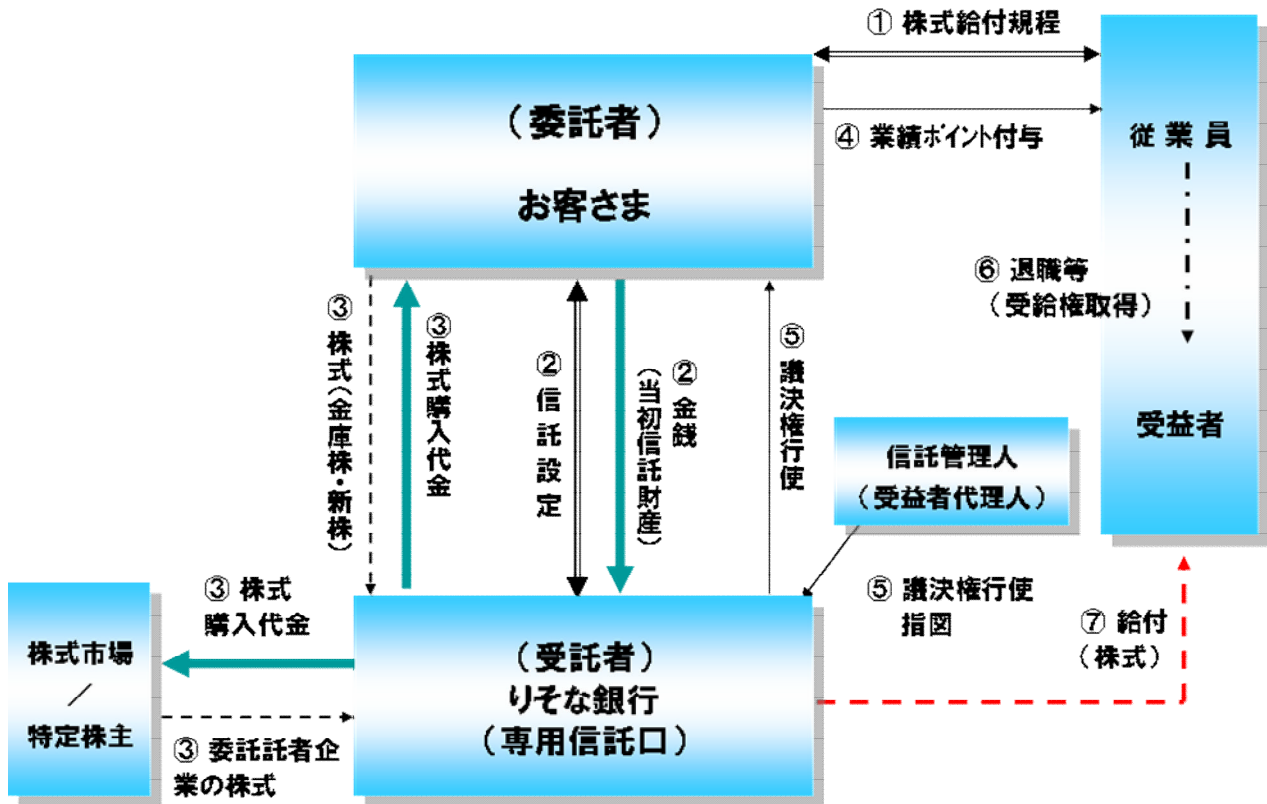
委託者企業では、株式給付型 E S O P の導入により次のような効果が期待できます。

<b>福利厚生の充実、従業員のモチベーションアップ</b>	従来の退職金制度に加えて、退職時などに自社株式を給付することにより、福利厚生制度の充実につながります。信託設定後の自社株式の株価変動に応じて従業員が給付を受ける財産の価値が変動することから、株価上昇や業績向上への意欲や士気が高まります。
<b>持合い解消時の株式の受け皿として活用</b>	持合い解消が予定されている場合など、第三者保有株式が処分される際に、本信託がその受け皿となることができます。
<b>安定株主の確保、コーポレートガバナンスの向上</b>	信託が株式を一括取得するため安定株主を確保することができます。また、信託が取得した株式は企業の経営陣から独立した信託管理人が議決権を行使するため、コーポレートガバナンスの向上が期待できます。
<b>自己株式の有効活用</b>	委託者企業は保有する自己株式を有効に活用する方策が増えます。

りそな銀行では、今後ともお客さまのさまざまなニーズにお応えできるよう、より一層の商品・サービスの充実を図ってまいります。

【別紙】

<株式給付型ESOPの仕組み>



時点	内容
制度開始時	① 株式給付型ESOPの設立に先立ち、「株式給付規程」を制定し従業員へのポイント付与、株式交付の基準等を定めていただきます
	② お客さまと当社の間で金銭を信託財産として信託契約を締結し、専用信託口を設定します
	③ 専用信託口は、信託財産の金銭でお客さまの保有する自己株式等を取得します
運営時	④ お客さまは、株式給付規程に基づき、従業員の会社業績への貢献に応じてポイントを付与します
	⑤ 信託管理人(受益者代理人)は、従業員を代表して信託口の株式の議決権行使の指図を行います
給付時	⑥ 従業員は、株式給付規程に定める一定の事由が発生した際に受益者となり株式受給権を取得します
	⑦ 従業員は、獲得した業績ポイントに応じて専用信託口から自社株式の給付を受けます

## ＜商品概要＞

項 目	内 容
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託
委託者	上場企業
受益者	当初不確定。株式給付規程に基づき給付を受ける権利を取得する時点で受益者が確定します。
信託管理人	受益者の権利を保護するため、委託者企業に事業主から独立した信託管理人（受益者が確定した後は受益者代理人となる）（以下、信託管理人と受益者代理人を総称して「信託管理人」）を選任していただきます。
当初信託財産	金銭（株式取得資金、信託報酬等の費用に充当） * 企業会計上、福利厚生費として費用性が認められる範囲内の額。 * 信託期間中の信託報酬に充当する信託報酬準備額を当初信託財産に含めます。
信託報酬（信託財産の運用・管理にかかる費用）	本商品では、信託設定時及び信託期間中の信託報酬を信託財産から収受させていただきます。信託報酬は信託財産の種類、運用方法、信託財産額等に応じて個別に決定いたしますので、具体的に料率、上限金額又は計算方法の概要等を記載することができません。
信託事務の処理に要する手数料等	信託事務の処理に当たっては、信託財産に関する租税（信託財産の売買等の運用または信託財産の管理に関して第三者に支払う場合等の消費税・地方消費税等）、有価証券売買委託手数料、株式分割手数料、名義書換手数料その他の費用が発生しますが、これらは信託財産の中から支払います。なお、これらは信託財産の運用状況等により異なるため、事前に料率、上限額またはその計算方法を記載することができません。
信託目的	委託者企業の定めた株式給付規程に基づき、受益者に交付する株式を管理し、受益者に交付します。
信託における借入れ	従業員持株会支援信託（持株会支援型E S O P）と異なり、信託勘定での借入は行いません。
信託財産の追加	受託者の承諾を得ない限り、追加信託はできません。
解約	原則信託期間中の解約はできません。
議決権行使	信託管理人の指図に基づき、受託者が行使します。

## 本件信託に関するリスク

- 本件信託では、信託財産の金銭を有価証券、貸付金や預金等に運用するため、以下のような場合に元本の欠損が生じるおそれがあります。
  - ・ 運用対象である有価証券の購入および売却にあたって、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場、その他金融商品市場における株価指数等の指標の変動に伴い、当該有価証券の価格が変動する場合。
  - ・ 運用対象である有価証券の発行者または貸付金の貸出・運用先、預金開設金融機関の業務や財産状況の変化に伴い、当該有価証券の価格が変動し、または元本や利子の支払遅延や支払不能が生じる場合。

## 本件信託の信託契約に関してご注意いただきたい事項

- 本件信託は、元本及び収益が保証されていない実績配当型の商品であり、損益はすべてお客さま等に帰属します。また、本商品は預金保険の適用は受けません。
- 信託期間はお客さまとの協議により個別に決定いたします。
- 原則として信託期間中の解約はできません。やむを得ない事由による信託期間満了日前の解約の場合には解約に伴う手数料等をお支払いいただく可能性があります。
- 信託目的の達成または信託事務の遂行が著しく困難になった場合には、お客さまへの通知により信託契約は終了します。